

高度医療・人材育成拠点整備工事施工予定者選定に係る公募型プロポーザル 質疑回答書(第1回)

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
1	4/1	実施要項	2	3	3工事参考価格 水道引込工事、下水道接続工事、電気受電引込工事や都市ガス引込工事を申込みすると広島市の水道局や下水道局、電力会社、都市ガス会社に支払う工事負担金が生じる場合があります。この工事負担金については、本工事の工事費に含まれない、で良いでしょうか。	質問のとおりです。
2	4/1	実施要項	2	5(3)	5(3)実施スケジュール 図面配布 工事参考価格の根拠となっている金抜設計見積(参考数量書)を配布頂けないでしょうか。	提供する基本設計図等により見積もってください。
3	4/1	実施要項	2	5(3)	5(3)実施スケジュール 基本設計図等配布に合わせて質疑受付期限が示されていますが、受付期間としてはそれぞれの図面配布から質疑受付期限までと理解してよいでしょうか。(例えば、第2回なら令和8年5月29日から令和8年6月12日までが受付期間であり、令和8年6月12日16時以降から令和8年6月30日までは受付期間ではない。)	質問のとおりです。
4	4/1	実施要項	2	5(3)	5(3)実施スケジュール 基本設計図等配布に合わせて質疑受付期限が示されていますが、例えば第3回質疑受付期間において、第2回分の基本設計図等に係る質疑も提出できると理解してよいでしょうか。	質問のとおりです。
5	4/1	実施要項	3	6(2)	6 技術協力業務の概要について「高度医療・人材育成拠点整備工事に伴う実施設計技術協力業務」の見積提出を行う際、内訳書などの指定書式はなく、見積書においては自由書式と考えても宜しいでしょうか。	質問のとおりです。
6	4/1	実施要項	3	6(2)	実施設計技術協力業務の見積金額については、今回のプロポーザル時点では提示が不要でしょうか。	質問のとおりです。 優先交渉権者選定後、見積合わせの際に提示を求めます。
7	4/1	実施要項	3	6(3)	6(3)業務期間 「工事請負契約日の前日」は2027(R9)10月のご予定でよろしいでしょうか。	質問のとおりです。
8	4/1	実施要項	3	6(3)	技術協力業務及びパートナーシップ協定の業務期間は工事請負契約日の前日、基本協定の履行が建設工事請負契約締結の日となっており、1日ずれているのは何故でしょうか。	基本協定書の期限についても「本協定の締結の翌日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の合意の不成立が確定した日までのいずれか早い日までに」統一します。
9	4/1	実施要項	4	7	1章7において、参加資格要件は公告日から参加表明書等の提出期限まで満たしていることとありますが、参加表明書等の提出日の翌日以降に、資格要件に抵触する事案が発生した場合でも、何ら制限が課せられることはないかと捉えてよいでしょうか。	質問のとおりです。 なお、工事請負契約締結時点においては、営業停止処分を受けていない等、契約締結行為ができる状態となっていることは必須となります。
10	4/1	実施要項	4～5	7(14)～(16)	参加資格要件において会社実績、技術協力責任者、監理技術者の実績について病院、免震建物、ECIはそれぞれ別の案件で構わないという理解でよろしいでしょうか。	質問のとおりです。
11	4/1	実施要項	5	7(15)	技術協力責任者は、・建物における設計(ECI技術協力業務を含む)、において、実際に当社の行った病院ECI案件では、(設計業務の場合)管理技術者または主任技術者ではなく、また技術協力責任者でもないが、VECD・改善提案で提案した内容が採用されました。その技術の責任を追うために、その他設計者 になった事例があります。その設計者は、ここで記載のある 実績を有すること に該当しますでしょうか。	当該設計者が、管理技術者又は主任技術者と同等の立場と見なせる場合は実績として認めます。そのことを判断できる資料を提示してください。なお、該当箇所等には、アンダーラインや考え方を記載するなど、意図することが伝わるよう工夫をしてください。
12	4/1	実施要項	5	7(15)	技術協力責任者は、・建物における設計(ECI技術協力業務を含む)、において、実際に当社で行った民間病院ECI案件では、技術協力業務のグループリーダーという呼称を用いて行い、技術協力業務責任者という呼称でなかった場合は、従事した実績を有すること に該当しますでしょうか。	当該設計者が、管理技術者又は主任技術者と同等の立場と見なせる場合は実績として認めます。そのことを判断できる資料を提示してください。なお、該当箇所等には、アンダーラインや考え方を記載するなど、意図することが伝わるよう工夫をしてください。
13	4/1	実施要項	5	7(17)ウ	1章7(17)において、「プロジェクト責任者」は、技術協力期間・工事期間において専任配置義務はないものと捉えてよいでしょうか。	質問のとおりです。 なお、「監理技術者」と兼任する場合、工事期間は専任配置が求められます。
14	4/1	実施要項	5	7(17)オ	1章7(17)において、構造、電気設備、機械設備、施工計画、積算等の技術担当者の配置は任意となっていますが、これらの技術者を配置する場合、技術提案書【テーマ1】実施設計段階の技術協力実施方針に記載すれば、技術提案の評価対象になるものと捉えてよいでしょうか。	設備、構造、施工計画などの担当者を配置した実施体制を構築する場合は、技術提案書【テーマ1】の評価対象とします。
15	4/1	実施要項	5	7(17)カ	(17)カ 「構造、電気設備、機械設備、施工計画、積算等の担当者」については、参加希望者の提案内容を踏まえて適宜配置とありますが、例えばVE/CD提案や技術提案で設備に関する提案をしない場合は、設備の担当者を配置しなくてよいと理解してよいでしょうか。また、その場合減点の対象になりますか。	質問のとおりです。 ECI方式の効果を最大限発揮することのできる実施体制を期待します。 後者については、担当者を配置しないことをもってマイナス評価を行うことはありません。
16	4/1	実施要項	5～6	8(2)	「共同企業体(JV)構成イメージ」において、例えば、東館改修は、建築・電気・機械を建築ゼネコン1社が担い、本館については、建築・電気・機械を乙型JVで対応するような、乙型・甲型JVも認められるという理解でよろしいですか。	質問の組合せの場合は、乙型JVとして認められます。

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
17	4/1	実施要項	6	8(4)	8共同企業体の構成に関する事項 (4)に「・・・なお、乙型JVの場合は、分担工事金額により、乙型・甲型併用JVの場合は、分担金額工事に対して、最低出資比率3%を満たすものとする。」とあります。発注者様が、最低出資比率3%を満たしていることを確認するために、参加表明時に提出するJV協定書(写し可)には構成員の分担工事金額を記載する必要がありますか、あるいは、参加表明時には工事金額(分担工事金額を含む)は、確定できていないので「分担工事金額の3%」の記載で良いでしょうか。	乙型方式を採用する場合において、参加表明時に提出するJV協定書(写し可)には、工事金額や分担工事金額の記載は不要です。なお「分担工事金額の●%」等、分担工事割合が判別できる記載としてください。
18	4/1	実施要項	6	9(3)	1章9(3)における第3回及び第4回の資料配布について、配布済みの資料に追加変更が無い場合でも、何らかの連絡はありますか。	資料配布がない場合、HPへの情報更新と合わせて、資料配布された者には個別に連絡します。
19	4/1	実施要項	6	9(4)	基本設計図等が4回に分けて配布されますが、都度 秘密保持誓約書の提出が必要ですか。	初回に提出すれば2回目以降、都度の提出は不要です。2回目以降は、各配布期間に受付窓口まで受け取りに来てください。(その際、当該会社であることを判断するために、初回に提出した様式1 秘密保持誓約書の控えを持参してください)
20	4/1	実施要項	8	11(12)	工事監理 施工者(第3者への監理委託は行わない)について、主旨、ならびに詳しいお考えをご提示ください	ECI方式の長所を最大限に活かすことを目的としています。
21	4/1	実施要項	8	11(12)	設計意図伝達 未定について、主旨、ならびに詳しいお考えをご提示ください	契約締結していないため、未定と記載しています。なお、本プロポーザルでの優先交渉権者選定過程を踏まえて、実施設計段階において適切な事業推進体制を検討する予定です。
22	4/1	実施要項	8	11(12)	着工に関する各種許認可や建築確認申請等は、設計者(日建設計・村田相互設計共同企業体)が行うと考えてよいですか。別の場合は具体的にご提示をお願いします。	質問のとおりです。
23	4/1	実施要項	8	11(12)	竣工に関する各種許認可や完了検査申請等は、どなたが行うのか具体的にご提示をお願いします。	国土交通省告示第8号に示される、工事監理に関する標準業務と、(同)その他の標準業務に記載される業務は、工事監理業務の中で実施します。
24	4/1	実施要項	8	11(12)	工事中に発生する大小さまざまな変更の設計作業は、設計者が行うと考えてよいですか。別の場合は具体的にご提示をお願いします。	設計意図伝達業務に含む予定です。
25	4/1	実施要項	8	11(12)	工事中に発生する変更にかかる各種許認可や計画変更確認申請等は、どなたが行うのか具体的にご提示をお願いします。	設計意図伝達業務に含む予定です。
26	4/1	実施要項	8	11(12)	工事監理の方針・手法等は、工事監理者が判断し明示すると考えてよいですか。別の場合は具体的にご提示をお願いします。	実施設計段階において、工事監理者となる者(実施設計段階においては施工予定者)との協議により決定します。
27	4/1	実施要項	8	11(12)	工事監理を行うものは、実施設計図書を熟知し、その経緯や理由を把握している必要があります。その情報は一切の洩れなく提示されるものと考えてよいでしょうか。別の場合は具体的にご提示をお願いします。	質問のとおりです。
28	4/1	実施要項	8	11(12)	工事監理 施工者(第3者への監理委託は行わない)、について、施工者で行わないことの可能性はありますか。	想定しておりません。
29	4/1	実施要項	8	11(12)	工事監理 施工者(第3者への監理委託は行わない)、について、施工者が施工者の責任において、第3者へ再委託または監理JVとしてすることは認められるでしょうか。	実施設計段階において、工事監理者となる者(実施設計段階においては施工予定者)との協議により決定するものとなりますが、現時点では、提案された方式について不可とするものではありません。
30	4/1	実施要項	10	4(1)～(4)	提案前対話は当社の病院ECI提案の参加案件では過去に経験がありません。意図するところを正確に把握するために、具体的に事例や詳細にてご説明をお願いいたします。	大規模な事業であるため、書面だけでは把握しづらい内容・発注者意図等について対面での対話の場を設けることにより、発注者の意図を汲んだ提案がなされることを期待しています。但し、実施要項に記載の通り、提案前対話への参加は参加要請者の任意であり、参加の有無により評価に影響するものではありません。
31	4/1	実施要項	10	4(1)	提案前対話については、協議事項の内容・項目数等について制約はございますか。	実施要項に記載の通り、協議事項については参加要請者の判断に委ねており、本事業に関わる内容であれば制約は設けません。また、対話の進め方についても、開催時間の範囲内で、参加要請者に委ねる予定であり、協議事項の項目数にも制約を設けません。
32	4/1	実施要項	10	4(1)	提案前対話について、「1時間を予定」と記載されていますが、発注者の意図を十分に把握するために、十分な時間を確保していただきたいと考えています。応募者の希望により時間を延ばすことは可能でしょうか。	提案前対話の参加希望者数等を踏まえて、十分な対話時間を確保できるよう検討します。
33	4/1	実施要項	10	4(1)	提案前対話には、参加要請者に属するJV構成員のメンバーも出席することが可能でしょうか。	可能です。

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
34	4/1	実施要項	10	4(1)	II章4(1)に関して、提案前対話において、JVの構成員又は関連する建設業者を同席させることは可能でしょうか。	提案前対話に参加できる者は、参加要請者を想定しているため、JV構成員は可能ですが、関連する建設業者は認められません。
35	4/1	実施要項	11	3(1)	「基本設計図等で示されていない内容に関して…当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書に反映すること。」について、各社は図面受領後の質問等でその内容を確認することはできることから、その後の価格審査の時でも、公平性の観点から、必要とした内容を共通事項として共有していただきたいと思います。いかがでしょうか？	本プロポーザルの提示資料における曖昧さにより、見積もり内容に相違が生じた判断された場合には、提案後の対話等を通じて、改善を求める場合があります。但し、そのことをもって、基本協定書(案)第4条第4項の規定を免れるものではありません。
36	4/1	実施要項	11	3(1)	3 概算工事費見積書作成の留意事項において、「I章 11 その他(12)に示す工事段階の工事監理者に留意した見積書を作成すること。」と記載されていますが、「I章 11 その他(12)」では工事監理が施工者となっています。記載の趣旨及び意図をご提示ください。	ECI方式のメリットを最大限に活かすことを目的とした実施体制を検討しています。施工者が工事監理を行うことで品質、コスト等を最適化していく体制を前提とした概算工事費見積書を作成してください。
37	4/1	実施要項	12	4(8)	「技術提案内容については、すべて見積りに反映させること。」において、6つのテーマによる技術提案書には、付加提案や改善提案などのインシヤル費用が増大する一方で総合的に効果的な内容も含まれる可能性があります。評価され採用されればコストアップとなり、価格点では逆に評価がさがることになります。その場合はどちらを優先させますか。またどのようにお考えですか。	本プロポーザルは、技術評価と価格提案の両者を総合的に判断する評価方式であり、どこに重点を置いて提案を行うかについては、参加希望者の判断によります。工事参考価格を下回る提案価格の中で、病院経営に資する付加価値提案は期待されることですが、昨今の病院経営を取り巻く状況を踏まえた提案をしてください。
38	4/1	実施要項	13	2(2)	実施要項のなかには、「VE/CD提案」という記載が多くあります。一方で、実施要項 13/22ページ 3VE/CD提案書作成の条件「(1) VE提案は、…」、「(2) CD提案は、…」と分けて記載されています。参加要請者が、VE/CD提案をする際には、VE提案とCD提案を分けて提案しなければなりません。また、参加要請者ではVE提案かCD提案か判断できない場合は、VE/CD提案の記載で提出して良いでしょうか。	VE/CD提案をする際には、参加要請者の判断でVE提案とCD提案に分けて提案して下さい。発注者による確認により区分が異なる判断された場合は、提案後対話等で修正指示を行います。
39	4/1	実施要項	14	3(3)	「資料4 技術協力業務委託仕様書」に記載する想定工期を超える提案についても妨げない」とありますが、〇か月以上の工期提案は認められないといった上限の設定はありませんか。	発注者として早期の開院を期待していますが、工事費減減に資する合理的な工期の提案を期待しています。
40	4/1	実施要項	14	3(3)	3VE/CD提案書作成の条件(3) 「VE/CD提案は、いずれも、1項目あたりの工事費減額が1,000,000円以上」とありますが、類似した提案であればある程度まとめて1項目とすることはできると理解してよいでしょうか。	質問のとおりです。
41	4/1	実施要項	14	3(5)	IV章3(5)にVE提案として認められない項目が記載されていますが、CD提案についてはこれらの制限はかからず、どのような提案を行っても失格にならないでしょうか。	質問のとおりです。CD提案については提案範囲について制約を設けていません。
42	4/1	実施要項	14	3(5)	IV章3(5)において、VE提案することができない項目が明示されるとともに、ただし書き(総合的に大きな効果が得られると認められる場合における除外規定)も記載されています。提案前対話においては、この除外規定の考え方について、発注者と意見交換できるものと捉えてよいでしょうか。	質問のとおりです。
43	4/1	実施要項	14	3(5)	3VE/CD提案書作成の条件(5) 「次に該当するものは、原則としてVE提案の対象とすることができない。」とありますが、柱割りの変更のように、設計の手戻りが生じ得る提案についても、総合的に大きな効果が得られるものについては、提案できるものと理解してよいでしょうか。	質問のとおりです。
44	4/1	実施要項	14	4(1)	「ア プロポーザルにおいて採用された…提案した施工予定者を「その他設計者」とする。」において、そのその他設計者が負う責任範囲はその技術にかかわる範囲のみと考えてよいでしょうか。	質問のとおりです。
45	4/1	実施要項	16	1(1)～(4)	冒頭「技術提案は…工事費を抑えることを目的とした提案を行うこと。」において、付加提案や改善提案などのインシヤル費用が増大する項目は、提案すること自体でマイナス評価となりますでしょうか。	提案そのものについてマイナス評価を行うことはありません。なお、提案時は病院経営に資する付加価値提案として費用対効果を示すよう配慮してください。
46	4/1	実施要項	16	1(2)	技術提案書は「A3 横サイズ合計 6 枚以内」とありますが、1テーマごと1枚といった制約はありますか。	テーマ1～6全体で、A3判6枚以内であれば、1ページ内に複数のテーマが含まれることを妨げません。審査委員が評価しやすく、分かりやすい表現を心掛けてください。
47	4/1	実施要項	16	1(2)エ	V章1(2)において、技術提案書はテーマ番号を示した上、A3横サイズ合計6枚以内とありますが、各テーマ別の枚数は提案者で自由に設定できると捉えてよいでしょうか。	質問のとおりです。
48	4/1	実施要項	16	2(2)	【テーマ2】施工段階の実施方針について、「東棟を一部診療しながら…改修工事を行う…」とありますが、新病院接続に伴う既存改修以降の既存棟改修工事は部分的に診療を行う「居ながら改修」と言うことでしょうか。また、一部とはどの部位を示しているのかご教示願います。	今後配布する基本設計図等において示します。
49	4/1	実施要項	17	2(3)	【テーマ3】合理的な工期実現の提案について「想定工期を超える提案についても妨げない」とありますが、建設工事40ヶ月を超えることに特に制限は設けないとの考えでよろしいでしょうか。	質問のとおりです。

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
50	4/1	実施要項	17	2(4)	【テーマ4】地域貢献において「県内建設業者の活用」とあるが、これは下請負としての活用のみを指すのか。資材の調達先での県内企業の参画についても評価の対象となるか。	別紙2 評価基準に示す通り、下請負としての活用だけでなく、県内企業からの資機材調達や県内企業の技術力向上のための方策も高く評価します。評価基準の通り、定性評価・定量評価の両面で評価を行います。
51	4/1	実施要項	17	3(2)	「【テーマ5】を除き、VE/CD提案の採否結果により成立しない技術提案は記載しないこと。」において、【テーマ3】で提案する施工方法や仮設方法等が、合理的な工期実現の提案として記載されている場合は、その提案がVE/CD項目に該当したとしても、VE/CD提案の採否の対象となる書式10には記載しない、と考えてよろしいでしょうか。	想定されている技術提案により取り扱いが異なる場合があるため、詳細な確認が必要な場合は、提案前対話の機会を活用して確認してください。 また、判断に迷う場合は、VE/CD提案にも挙げた上で、工期提案と関連していることが分かるように記載してください。 原則として、提示した設計図に基づいて施工を行う中で、施工者の判断に委ねられている仮設計画等は、VE/CD提案には該当しませんが、計画内容の変更を伴う提案はVE/CD提案として提示してください。
52	4/1	実施要項	17	3(4)	V章3(4)において、希望者には個別に現地調査に対応すると思いますが、参加表明書の提出前でも現地調査は可能でしょうか。	可能です。
53	4/1	実施要項	17	3(4)	3技術提案書作成の留意事項(4) 個別の現地調査については回数記載がありませんが、複数回希望してもよいでしょうか。また、現地調査には参加希望者だけでなく、必要に応じて協力会社も帯同できるものと理解してよいでしょうか。	可能ですが、必要最小限となるよう努めてください。協力会社の帯同も可能です。
54	4/1	実施要項	19	2(1)イ②	「評価点はテーマごとに算出し…少数点第2位まで求めた値とする。」において、各テーマは2つ〜7つの細かい提案のポイントがあります。その提案のポイントごとの配点がありましたら、ご提示をお願いします。その提案のポイントごとの配点がある場合は、すべてのポイントに対して提案内容を記載しないと満点にはならないことになりませんか。	各テーマ内の「提案のポイント」は例示であり、ポイントごとの配点は設けていません。 また、ECI方式の効果を最大限発揮することを期待しており、これらのポイントを参考に、総合的に優れた提案を求めます。
55	4/1	実施要項	20	X章(4)	X章 工事請負契約までの過程 「(4)発注者は、実施設計完了後に本要項に規定する施工予定者と見積合わせを行い…工事請負契約を締結する。」とありますが、昨今資材・労務費等の上昇が著しい状況であり技術協力業務中にも変動があることと予測されます。その点は考慮頂けませんか。	基本協定書(案)第7条による対応を想定しています。
56	4/1	実施要項	21	(8)	次点者等となった場合、基本協定締結の日から建設工事請負契約締結の日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までのいずれか早い日までの間、配置予定者等に何らかの制約があるのでしょうか。	次点者の場合には、配置予定技術者等への配置制約は発生しません。優先交渉権者と工事請負契約締結ができない場合において、次点者と契約協議を行う際には、改めて、当該時点で配置できる技術者について協議を行うものとします。
57	4/1	実施要項	21	(8)	次点者等への意向確認時期は具体的にいつ頃を想定しているのでしょうか。また、意向確認時に当初予定していた技術者の配置が困難な場合、ほかの技術者を代わりに配置してもよろしいでしょうか。	前者については、施工予定者と工事請負契約締結ができないと判断した段階となりますので、現時点で時期については確定しておりません。 後者については、質問のとおりです。
58	4/1	実績評価基準	1	-	技術協力責任者および監理技術者の配点においてECI方式を採用した事業に該当すれば配点がございませぬ。証明方法について指定はありますか。また、民間が行うECI方式は該当しますでしょうか。	前者については、ECI方式で発注していることが判断できる、施工予定者(実施設計技術協力者)の選定要項や、実施設計技術協力業務等の契約書控を添付してください。 後者については、民間が行うECI方式についても該当します。
59	4/1	実績評価基準	1	-	技術協力責任者及び監理技術者の評価基準に「同一又は別の案件での実績を問わない」とありますが、これは「個々の工事で条件を満たす必要はなく、複数の工事实績を合算して要件を満たしてよい」と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおりです。
60	4/1	リスク分担表	1	No6	No.6「工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等…」とはどのようなものがありますか。具体的にご提示をお願いします。	本事業における施工に伴い、工事施工者として求められる許認可を示しており、応募者にて適宜判断してください。
61	4/1	リスク分担表	1	No9	共通 社会リスク 環境の保全 No.9 環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応について通常避けることができないものであればリスク負担は無いということでしょうか。	記載のとおりです。
62	4/1	リスク分担表	1	No13~14	凡例で△(リスクを分担する)と用いられておりますが、具体的にどのような形で発注者と受注者のリスク割合を決定するのでしょうか。物価の変動No.13およびNo.14については昨今の急激な物価上昇の影響を受けますので、明確なご回答をお願い申し上げます。	No.12については、削除します。 No.13については、基本協定書(案)第7条によります。 No.14については、備考に記載の通り、契約約款及び広島県のスライド条項によります。
63	4/1	リスク分担表	1	No13	No.13実施設計段階における賃金水準又は物価水準の変動についての、発注者・受注者の負担割合について具体的にお示しください。	基本協定書(案)第7条によります。
64	4/1	リスク分担表 基本協定書(案)	1 2	No13 第3条	実施設計期間中に急激なインフレ等で建設資材価格が高騰した場合、プロポーザル時に提示した概算工事費、および技術協力期間中に設定される「合意金額(上限額)」はどのように見直されるのか。	基本協定書(案)第7条によります。
65	4/1	リスク分担表	2	No20	No.20「受注者が実施した各種調査等…」とは、どのようなものがありますか。具体的にご提示をお願いします。	本事業における施工に伴い、工事施工者として求められる調査を示しており、応募者にて適宜判断してください。

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
66	4/1	リスク分担表	2	No25	用地リスクNo.25の備考について「契約前に確認できるものは受注者の負担」とございます。着工時には土壌汚染対策工事～行政への届け出までは完了しているものと考えて宜しいでしょうか。また、埋蔵文化財などの行政とのやりとりを記した資料がありましたらご提供下さい。	下の条件で見積りしてください。 ・土壌汚染区域解除済 ・文化財保護法に基づく試掘調査を行い遺構・遺物の無いことを確認済
67	4/1	基本協定書(案)	1	第4条	工事段階における前払い金や年度毎の支払い上限額については、基本協定締結後の価格等交渉の中で決めていくのでしょうか。	質問のとおりです。
68	4/1	基本協定書(案)	1	第4条2項	第4条2項「発注者からの変更指示及び予見不可能な…別途協議とする」とありますが、発注者からの変更指示が起因となる工事費の変更は協議項目ではなく、当然増減対象となりますので、案文の修正をお願い申し上げます。	発注者からの変更指示が行われる場合においても、工事費等への影響の有無について、受注者から適切な注意喚起等が行われない場合や代替案の提示等が行われないことは、実施設計技術協力業務委託の主旨に合致しないため、原文通りとします。
69	4/1	技術協力業務業務委託契約約款	1	第6条	第6条(秘密の保持) 基本協定書13条2項と同様、対象となる秘密情報の例外の規定をお願いいたします。このままでは、公知の事実であっても秘密情報として扱わなければならない、実務上運用が不可能です。また、基本協定同様、親会社の役員員については、第三者の例外として承諾をお願いします。	本契約約款第6条の取り扱い、質問のとおり、基本協定書(案)第13条と同様の扱いとします。 また、後者については、本件の業務遂行のため必要な限度における株主等への説明については認めます。 その他については、必要に応じて協議してください。
70	4/1	基本協定書(案)	2	第7条	「第7条 実施設計段階における賃金水準又は物価水準の変動による合意金額の変更については、別途協議するものとする。」と記載がございます。今後、工事請負契約書の素案を作成されていくと思いますが、工事請負契約書内にも本規定と同等以上の物価上昇対応条項が盛り込まれるものと考えて宜しいでしょうか。	工事請負契約においては、広島県建設工事請負契約約款に準じた契約を予定しています。
71	4/1	基本協定書(案)	2～3	第9条 第12条	第9条(工事請負契約締結に至らない場合) 第12条(損害賠償) 両条の関係は次の理解で間違いないでしょうか。 9条は、発注者及び施工予定者双方に帰責事由なく価格等の交渉が不成立となった場合の取り決めで、この場合技術協力業務委託契約に基づく委託費を除き、費用は各自負担。 12条は、「第9条により工事請負契約が締結されなかった場合」とあるが、9条1項に基づき締結されなかった場合は含まれず、発注者・施工予定者の何れか又は双方に帰責事由がある場合の取決め(帰責者負担・帰責割合に応じた負担)である。	質問のとおりです。
72	4/1	基本協定書(案)	3	第12条1項	第12条1項「施工予定者は、帰責原因が施工予定者にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。」とありますが、昨今の急激な物価上昇または賃金水準の変更が起因により発注者と施工予定者との間で金額合意がなされず、工事請負契約が締結されなかった場合は、施工予定者の帰責原因ではないと考えて宜しいでしょうか。	物価上昇や賃金水準の変更更のものを、施工予定者の帰責原因とは判断しませんが、基本協定書(案)第3条第1項や、パートナーシップ協定書(案)第4条第1項において求められる役割を果たすことが求められています。
73	4/1	基本協定書(案)	3	第13条	第13条(秘密保持) 本件の業務遂行のため必要な限度で弊社親会社の役員員に本件に関する情報を開示する可能性がございます。本質疑を以て事前にご承諾頂けませんでしょうか。	質疑の範囲での開示については認めます。
74	4/1	基本協定書(案)	4	第15条	第15条(準拠法及び管轄裁判所) 合意による専属的管轄裁判所は、「日本国の裁判所」という理解で良いでしょうか。通常は地方裁判所を特定しているため、念のため確認する次第です。	広島地方裁判所を想定しています。
75	4/1	パートナーシップ協定書(案)	2	第5条	第5条(合意金額)について物価上昇または賃金水準の変更に伴い、合意金額の変更協議を行う事が出来る旨の文言追加は可能でしょうか。	基本協定書(案)第7条による対応を予定しています。
76	4/1	実施設計技術協力業務委託特記仕様書	1	3(1)カ	カ 想定工期40か月について、準備工事(仮囲い設置及び仮設建物整備等)を含むものと考えてでしょうか。 また、工事範囲内、新病院との接続に伴う改修以外の既存棟改修工事は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	工期を検討する上での基本的な方針は、工事費のコスト削減を最優先として最も合理的な工期設定を行いたいと考えており、本プロポーザルにおける仮の想定として40か月としています。 具体的には、基本設計説明書10-1の工事工程内の「本館増築等工事:40か月の部分」を指しており、確認申請に先立ち実施可能な準備工事(仮囲い設置及び仮設建物整備等)は含んでいません。 なお、本館との接続に伴う東館の外壁付近の改修、HIPRAC改修工事は40か月に含まれますが、本館完成後の東館改修工事は6か月を想定しています。 技術提案書では、想定工期40か月に含んでいない準備工事、東館改修工事等を含む全体の工程表を作成してください。
77	4/1	実施設計技術協力業務委託特記仕様書	2	4(6)	4業務内容(6)三者協議会への出席について協議回数は毎月程度とありますが、月に1回と考えて宜しいでしょうか。また、2回以上となった場合は回数に応じて技術協力業務費用の増額対象と考えて宜しいでしょうか。	三者協議会の実施回数は毎月1回程度を想定していますが、ECI方式の効果を最大限に発揮するために実施する会議のため、応募者が想定する効果的な実施回数・タイミングを技術提案書【テーマ1】において提案していただくことを期待しています。そのため、回数の増減により技術協力業務費用の増減を行うことは想定しておりません。
78	4/1	実施設計技術協力業務委託特記仕様書	2	4(6)	4業務内容(6)三者協議会への出席については、対面出席にこだわらず、必要に応じてWEB出席も可能と考えて宜しいでしょうか。	状況によりWeb開催も想定していますが、技術提案書【テーマ1】においては、効果的な技術協力の実施方針を提案していただくことを期待しています。
79	4/1	基本設計説明書(案)	1-25	-	敷地内外構の液状化対策範囲について、液状化対策(サンドコンパクションバイブル工法)も見積工事範囲に含めるものと考えてでしょうか。	質問のとおりです。
80	4/1	基本設計説明書(案)	2-30	-	現計画の建物は基本設計段階において省エネ適判に適合(BEI 0.85)しているのでしょうか。 また、基本設計段階で確認している場合、計算結果を提供いただけるのでしょうか。	現時点での想定機器等に基づき検討を行い、省エネ適判に適合していることを確認しています。

No	回答日	書類名	ページ	箇所	質疑	回答
81	4/1	基本設計説明書(案)	3-1	-	「地震地域係数Zは建築基準法で設定されている0.9ではなく1.0を採用します。」と記載されていますが、東館等の改修工事範囲に新設する機器類も同様でしょうか。	質問のとおりです。
82	4/1	基本設計説明書(案)	3-5	-	「新設する杭に干渉する既存杭や構造物はオールケーシング工法によって破砕し撤去する計画」とありますが、見積工事範囲に含めるとの考えでしょうか。また、円筒型構造物が干渉する場合の破砕・撤去も見積工事範囲に含めるとの考えでしょうか。	質問のとおりです。
83	4/1	基本設計説明書(案)	3-6	-	「杭施工前に支持層を確認する追加ボーリング調査を行う」とありますが、見積工事範囲に含めるとの考えでしょうか。	質問のとおりです。支持層の傾斜が複雑なため、追加のボーリング本数を検討しており、今後、配布する基本設計図等で提示します。
84	4/1	基本設計説明書(案)	3-7	-	図3-3-2:2階床梁伏図では低層棟部は柱(S造)となっていますが、図3-3-1:全体構造バースでは柱(CFT造)と食い違っています。床梁伏図の柱(S造)を正と考えてよろしいでしょうか。	質問のとおりです。
85	4/1	基本設計説明書(案)	5-1	-	5機械設備計画 01.基本方針 ■安心と安全・災害対応 に「公共水道途絶時の水源確保を目的とし、井戸の利用を検討します。」と記載されています。一方で、5-21ページ 16.井水利用設備 では、「災害時における上水供給を目的とし、さく井工事・井水利用を行います。」「平時は、トイレ洗浄用として利用し、災害時は上水利用できるよう除鉄・除マンガン+UF膜・RO膜処理を行います。」と記載されています。井戸の利用については、検討が終了し、井水利用設備の設置は確定しているのでしょうか。また、工事参考価格(工事費上限額の目安)には、井水利用設備の設置費用は含まれていますか。	井戸の利用については、災害時を想定して採用する方向で検討中です。その場合は、除鉄・除マンガン+UF膜・RO膜処理が必要になると想定しています。なお、災害時の正常稼働を目的として、平時におけるトイレ洗浄用として極少の利用も見込んでいます。また、井水利用設備の設置を想定し、工事参考価格(工事費上限額の目安)には、その費用を含んでいます。
86	4/1	基本設計説明書(案)	7-1	-	立体駐車場について、附置義務駐車場台数が346台に対して平面計画概要では駐車台数は386台となっていますが、386台以下の駐車台数とするのは可能でしょうか。	386台以上の駐車台数を原則としますが、工事費総額の縮減と併せた台数変更の提案を妨げるものではありません。
87	4/1	基本設計説明書(案)	10-1	-	工事工程計画に土壌汚染対応とありますが、これについても見積工事範囲に含めるとの考えでしょうか。含める場合は汚染物質名、抽出量・含有量、範囲と深さ、形質変更用届け出区域の有無をご指示ください。	工事着工までに区域指定解除を受ける予定であり、見積金額に含めることは不要です。
88	4/1	図面リスト	3	参考図 19-1	各階防火防煙区画図は、ほぼ完成されたものが提示されますか。また、許認可・確認申請等(容積率緩和、バリアフリー等)に使用する図面・計算図書等は提示されますか。	前者については提示を予定しておりますが、詳細は、今後配布する基本設計図等において確認してください。後者については、基本設計段階のため提示を予定しておりません。今後、基本設計図等を配布した時点で、確認すべき内容があれば、質疑を挙げてください。
89	4/1	図面リスト	3	範囲図 15-1	陰圧陽圧・清浄度やシールドの種類、搬入経路などを示した図面は、提示となりますか。	提示を予定しておりますが、詳細は、今後配布する基本設計図等において確認してください。
90	4/1	既存躯体残置物資料	-	-	残置物を具体的に把握できません。残置物のみを、残置図、一覧表などで示して頂けないでしょうか。	追加資料の提示はありません。
91	4/1	その他	-	-	今後配布予定の設計図面等において、エネルギーサービス事業やリース事業のようなインシヤル低減に寄与するような事業の内容は含まれているでしょうか。含まれていない場合について採用検討を行ったでしょうか。また行った場合、不採用の理由等をご提示ください。	設備機器設置への交付税措置があることからエネルギーサービス事業は採用していません。しかし、効率的な運転管理・最適制御等も含め、水光熱費を低減する観点からのエネルギーサービス事業の提案を行うことは妨げません。
92	4/1	その他	-	-	基本設計段階において参考見積を徴集しているメーカー等があれば一覧表でご提示いただくことは可能ですか。	提示しません。